

# 常任委員会

第五十五号議案・白石市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例から第五十九号議案・白石市企業立地促進条例までの計五議案について、定例会第二日（六月十四日）の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託された。

審査の中で論議された主な点は次のとおりである。

## 総務財政常任委員会

◎第五十五号議案・白石市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

〔質疑〕改正の趣旨について伺いたい。

〔答弁〕地方公務員法で公務員は営利企業への従事は禁止されていることから、違法兼業先から勤務場所への移動については、通勤の範囲から除外するもので、仮に従事して、従事先の労災保険上の通勤災害に認定された場合においても、公務災害とはみなさないことを明文化するものである。

〔質疑〕白石市社会福祉協会に派遣されている職員の身分等の取扱いについて伺いたい。

〔答弁〕社会福祉協会との間に契約を締結しており、派遣期間中は、社会福祉協会の職員としての身分を有することになるが、派遣期間が終了した場合は、市の職員としての身分を当然有することになる。なお、給料等については、社会福祉協議会が負担することとなっている。

〔質疑〕通勤における災害も公務災害に該当するのか伺いたい。

〔答弁〕昭和四十八年までは

通勤については認められていなかったが、やはり公務に従事するために通勤しているという考え方から認められ、今回、複数就業者の移動、単身赴任者の移動等についての範囲の拡大が行われた。

◎第五十六号議案・白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

〔質疑〕通勤災害が該当する範囲について伺いたい。

〔答弁〕通勤災害は、居室と勤務場所との間を最も合理的な経路で通勤する場合に該当することになる。よって、日用品の購入の立ち寄り等、日常的な行為の範囲内であれば該当するが、私的な行為等が介在し、日常から逸脱している場合には該当しないこととなる。なお、特殊なケースについては、市町村で共同設置している公務災害認定委員会に判断を委ねることとなる。

## 教育民生常任委員会

◎第五十八号議案・白石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

〔質疑〕最近特に専門的にトラックで持ち去る者への対応を考えての改正であるのか伺いたい。

〔答弁〕資源ごみはリサイクル市場で換金できることから、平成十五年度あたりから持ち去りが頻繁になってきている。市民の方々からトラックで

〔質疑〕ごみ集積所の集じん箱をトラックの荷台等で代替している地区もあるが、持ち去りをなくすには、四方を囲まれた集じん箱の整備を進めるのが良いと思うが、新しい集じん箱を設置する時の助成について、どのように考えているのか伺いたい。

〔答弁〕現在、白石市公衆衛生組合連合会で、毎年各地区二カ所程度のところに設置費用の助成を行っているが、今後も同様の方向で助成を考えている。



資源ごみ収集車